

議案第 96 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表第 1 号中「法第 18 条第 4 項」を「法第 18 条第 5 項」に、同表第 2 号中「法第 18 条第 16 項」を「法第 18 条第 20 項」に、同表第 3 号中「法第 18 条第 19 項」を「法第 18 条第 28 項」に、同表第 4 号中「法第 18 条第 24 項」を「法第 18 条第 38 項」に改める。

別表第 3 その 3 中「法第 18 条第 14 項」を「法第 18 条第 15 項」に、「法第 18 条第 17 項」を「法第 18 条第 21 項」に改める。

別表第 3 その 4 中「法第 18 条第 17 項」を「法第 18 条第 21 項」に改める。

別表第 3 その 5 中「法第 18 条第 4 項」を「法第 18 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。